

環環環対第 5441 号
令和 7 年 11 月 19 日

さいたま市長 清水 勇人 様
(病院施設管理課)

さいたま市長 清水 勇人



意 見 書

さいたま市環境影響評価条例第 39 条第 1 項の規定により、さいたま市立病院建設事業事後調査（供用後）について、下記のとおり意見を述べます。

記

1 植物

クビアカツヤカミキリの侵入を防ぐため、適宜モニタリングを実施し、発見した際には侵入を防ぐ対策を講じること。

2 生態系

既存樹林や在来種の適正管理に引き続き務めること。

3 廃棄物等

- (1) 産業廃棄物の排出について、事業の特性に応じた適切な評価を行うこと。
- (2) 廃棄物の再資源化など、可能な範囲で環境への負荷を低減させること。